

平成 21 年度 第 13 回 税制調査会後記者会見録

日 時：平成 21 年 11 月 26 日（木）19 時 08 分～

場 所：合同庁舎第 4 号館 11 階 共用第 1 特別会議室

○峰崎財務副大臣

本日は、総務副大臣に司会を代わっていただきました。こういうこともこれからあり得ることだと思えますが、私は少し遅れてしまいまして、前半は聞いておりませんでしたけれども、最後の終わり方は、いつも 19 時定刻に終わるのは、その辺りは皆さんそれぞれ呼吸を心得てきたのでしょうが、やはり少し時間不足かなど。ですから、やはりある程度しっかり議論する時間は、来週辺りからは 2 時間を越すぐらいの時間を取らないと、一つひとつの重要項目になってくるとやはり足りないというふうに思っていますので、そこは少し工夫したいのですが、国会の動向がこういう状況なものですから、少し分かりません。どうぞ。

○渡辺総務副大臣

それでは、ただいまから記者の皆さんからの御意見・質問を受け付けたいと思います。お願いします。

○記者

地方税の関係で伺いたいのですが、厚労省の診療報酬の事業税の非課税措置について、小川政務官の方から 1 年程度しっかり議論してという御発言があったのですが、これは、来年度はそのまま認めるということでしょうか。

また、仮に認めるとした場合、0 次査定では抜本的な見直しということをやっていたと思うのですが、その理由をお聞かせください。

○小川総務大臣政務官

こういう公のやりとりの中で既に幾つか論点を示させていただいたとおりでございまして、非常に古くからこの歪みなりは指摘されてきました。そこで一刻も早く、新政権ができたわけですし、見直しを進めていきたいという思いはございますが、一方で社民党の阿部政策審議会長の指摘にもございますとおり、少し慎重な議論が必要というのも、これまたよくわかる話であります。

そこで、その辺のバランスをよく取りたいということではありますが、少し結論を申し上げていいのかわかりませんが、急転直下、来年、即というのは非常に難しいだろうということは踏まえながら、よく議論していきたいと思っております。

○記者

今の関連ですけれども、となると、来年の今ごろ議論されている税制改正では何らかの結論を出すという覚悟がおありということですか。

○小川総務大臣政務官

大臣、副大臣ともよく御相談申し上げたいと思っておりますが、当然、今回、ここまで組

上に上げさせていただいたということは、そういうことを想定しての話であります。

○渡辺総務副大臣

よろしいですか。

なければ、これもちまして終わります。

[閉会]